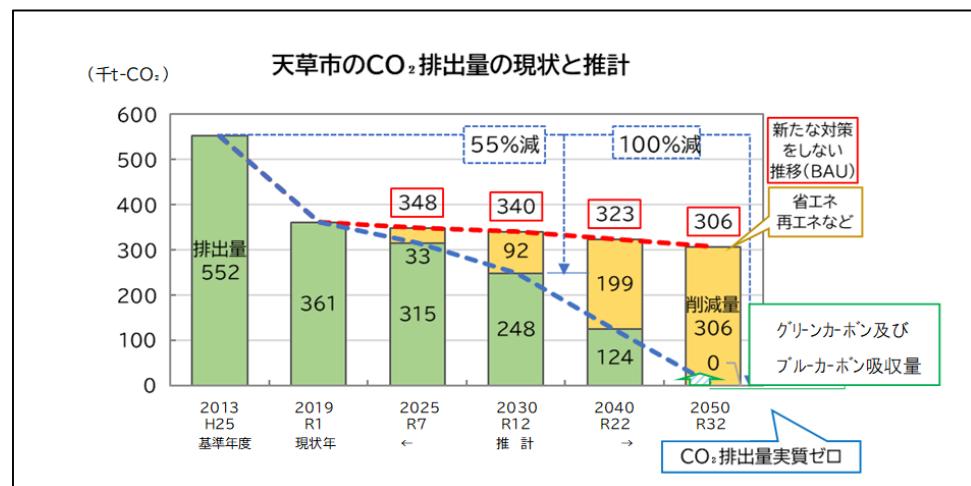


本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に規定された地方公共団体実行計画であり、市全域の温室効果ガスの排出量の削減等を図るとともに、市、市民及び事業者の主体的な取組を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定するものです。

計画期間と計画の位置づけ

計画期間	令和8年度～令和15年度	
計画の位置づけ	区域施策編	天草市全域における市、市民及び事業者による事業活動
	事務事業編	市の全ての機関における事務事業

天草市のCO₂排出量の現状と推計



【区域施策編】CO₂排出量削減目標達成に向けた取組

部門	取組内容
産業	・設置可能な建築物への太陽光発電設備の導入を推進します。
業務その他	・設置可能な公共施設への太陽光発電設備を導入します。 ・業務その他部門における省エネ設備の導入、省エネ行動を推進します。 ・公共施設への再生可能エネルギー電力の調達を推進します。
家庭	・太陽光発電設備の普及を推進します。 ・家庭部門における省エネ設備の導入、省エネ行動を推進します。
運輸	・電気自動車などの電動車の普及を推進します。 ・ふんわりアクセルなどの省エネ行動を推進します。

【事務事業編】CO₂排出量削減目標達成に向けた取組

- ・太陽光発電の導入
- ・建築物における省エネルギー対策の徹底
- ・電動車の導入
- ・LED照明の導入
- ・照明及び空調の適正使用
- ・エコドライブの推進 など

第3次天草市環境基本計画（概要版）

令和8年3月

編集・発行 天草市

住所 | 熊本県天草市東浜町8番1号

電話 | 0969-23-1111 (代表) E-mail | shiminkankyo@city.amakusa.lg.jp

第3次天草市環境基本計画

計画の基本的事項

計画の目的

本計画は、天草市環境基本条例の基本理念に即し、条例第7条の規定に基づき策定するものです。環境の保全、回復及び創造について、市民等・事業者・市の責務を明らかにし、それぞれが施策に協力及び実施する責務を有することにより、環境保全の施策等を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

計画の位置づけ

国及び熊本県が策定した環境基本計画を踏まえ、本市政の最上位計画である天草市総合計画を基に、本市が策定している他の構想・計画・指針等と整合性を図り策定します。また、本計画は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に規定された天草市地球温暖化対策実行計画を兼ねています。

計画期間

令和8年度から令和15年度まで（8年間）。令和11年度に見直しを行います。



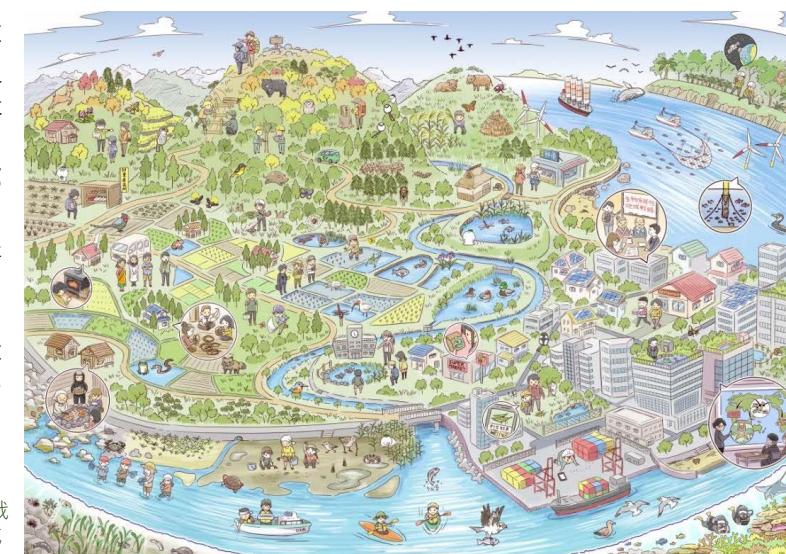
将来の環境像

みんなで守り 未来へつなぐ ネイチャーポジティブなまち天草

ネイチャーポジティブとは「自然再興」を意味します。生物多様性の損失を食い止め、自然を回復軌道に乗せることを意味します。

天草にはすばらしい自然環境と、郷土の歴史、豊かな文化がみやくみやくと受け継がれており、これを未来へと繋いでいくことが求められています。

市民一人ひとりが環境問題を自分事として捉え、育み、美しく暮らしやすい天草を未来に引き継いでいこうという思いを表現しています。



▶生物多様性国家戦略2023-2030の5つの基本戦略を通して2030年ネイチャーポジティブを達成した世界

出展：環境省HP「生物多様性国家戦略2023-2030の普及啓発」

計画の基本目標と分野別の施策

本計画では、将来の環境像の実現を目指し、各分野にわたり総合かつ計画的に取り組んでいくために、5つの基本目標を踏まえて分野別の施策をまとめ、具体的な取組内容を記載しています。さらに市、市民等、事業者それぞれの取組主体によってできることを示しています。

天草市の未来のために、今できることを始めましょう！

01 自然の恵みを未来につなぐ自然環境と共生する社会の実現

(1) 水辺環境の保全・創出

- ①河川環境の保全対策の推進
- ②海域環境（里海）の保全対策の推進
- ③安全な飲用水等の確保対策の推進
- ④水とのふれあいの推進

(3) 農地の保全・活用

- ①環境に配慮した農業の推進
- ②農業の活性化、農業とのふれあいの推進

(2) 森林、里地里山の保全・再生

- ①森林、里地里山の保全・再生

(4) 生物多様性への取組

- ①生物多様性の保全対策の推進

自然環境

市民等ができること

- ✓ 環境への負荷の少ない洗剤（石けんなど）を選び、適量を使用します。
- ✓ 身近な緑地や水辺などの保全活動、地域の美化活動などに参加します。
- ✓ 地元産の農作物を買うことで輸送用燃料の削減に協力するとともに、地域の農業を支えます。
- ✓ 生き物の保護に対する関心・理解などの意識向上に努めます。

事業者ができること

- ✓ 事業の実施にあたっては、水源地や河川の保全に配慮します。
- ✓ 有機肥料の適正使用、減化学肥料、減農薬による環境に配慮した農業に取組みます。
- ✓ 事業計画の策定や事業の実施にあたっては、自然環境及び野生動植物の生息・育成環境への配慮を徹底します。

02 ごみを減らし資源を大切に利用する循環型社会の実現

(1) 循環型社会の実現に向けての取組

- ①廃棄物の発生抑制
- ②廃棄物の適正処理の推進
- ③リサイクルの推進

循環型社会

市民等ができること

- ✓ ごみの分別によるリサイクルの推進、ごみの減量化に努めます。
- ✓ 買物の際にはマイバッグを持参します。
- ✓ 使い捨て製品はできるだけ購入せず、再使用が可能な製品や詰め替え製品などを選びます。
- ✓ 日用品や食材は使い切るようにし、生ごみの抑制と堆肥化に取組みます。

事業者ができること

- ✓ 紙の使用量の削減や再生紙の利用、古紙などの資源回収を推進します。その他のごみの分別によるリサイクルの推進、ごみの減量化に努めます。
- ✓ 使い捨て製品の製造販売や過剰包装を自粛し、長寿命製品やリサイクルが容易な製品など環境への負荷が少ない製品の製造・販売及び利用を進めます。

※各主体の取組内容は抜粋です。詳細は計画本文をご確認ください。

03 市民が安全で快適に暮らせる生活環境の実現

(1) 大気環境・水環境の保全

- ①大気環境の保全対策の推進
- ②水環境の保全対策の推進

(3) うるおいとやすらぎのあるまちづくり

- ①緑化・美化活動の支援と推進
- ②天草らしい景観のあるまちづくりの推進
- ③歴史的・文化的資源の保全と活用

(2) 安全で快適な生活環境の確保

- ①騒音・振動・悪臭・地盤沈下に対する取組
- ②土壌汚染・地下水汚染への対応
- ③化学物質対策の推進

生活環境

市民等ができること

- ✓ 公共交通機関や自転車を利用するなど、自動車の使用を可能な限り減らします。
- ✓ 近隣騒音など、日常生活におけるルールを守り、快適に生活できる環境づくりに努めます。
- ✓ 美しい景観と環境を守るため、ごみのポイ捨ての禁止、公共の場におけるペットの扱いなどについてのマナーを守ります。

事業者ができること

- ✓ 事業の実施にあたっては、水源地や河川の保全に配慮します。
- ✓ 土壌汚染、地下水汚染、騒音、振動、悪臭などの公害を未然に防止します。
- ✓ 建物の敷地や屋上などの緑化や、地域の緑化活動に協力します。

04 未来を見据えた脱炭素・カーボンニュートラルの推進

(1) 脱炭素社会の実現に向けての取組

- ①再生可能エネルギーや高効率な省エネルギー機器等の導入促進
- ②くらしや事業活動における省エネルギー行動の促進
- ③エネルギーの地産地消の推進
- ④市の事業活動における環境への配慮

地球環境

市民等ができること

- ✓ 省エネ機器の導入・買換えに努めます。
- ✓ 日常生活の中で、脱炭素型ライフスタイルへの転換を意識しながら省エネ・節電行動、エコドライブを実践します。

事業者ができること

- ✓ 省エネ型生産設備や生産工程の導入など、エネルギーの効率的な利用に努めます。
- ✓ クールビズやウォームビズ、省エネ・節電行動、エコドライブを実践します。

05 市民みんなで学び行動する環境保全活動の推進

(1) 環境教育・環境学習の推進

- ①学校等における環境教育・環境学習の推進
- ②地域における環境学習の充実

(2) 市民等の取組や連携の支援

- ①市民活動や企業の取組に対する支援

環境保全活動等

市民等ができること

- ✓ 環境に関する情報の収集や理解に努めます。
- ✓ 地域の環境保全活動や美化作業に進んで参加します。

事業者ができること

- ✓ 施設見学の受け入れや農水産業体験など、体験型の環境教育・学習に協力します。
- ✓ 自然保護や環境保全のためのさまざまな活動を支援し、社会貢献に努めます。